

## 地域密着型サービス事業所指定の取扱いについて

### 1. 草津市地域密着型サービス運営委員会について

当委員会は草津市附属機関設置条例（平成 25 年 3 月 29 日条例第 3 号）に基づき、設置されており、その担任する事務は、「地域密着型介護サービスおよび地域密着型介護予防サービスにかかる費用の額、事業者の指定、施設等の整備ならびに人員、設備および運営の基準についての調査審議に関する事務」と規定されています。

### 2. 委員会の開催状況等について

現在、当委員会は、審議案件が生じた段階で、約 2 か月前に委員会開催の日程調整について委員長へ打診し、日程決定後、各委員に開催案内を送付しています。

審議案件としては、介護保険制度の改正内容やそれに伴う市条例の改正、地域密着型サービス事業所の指定、地域密着型サービス事業所に対する実地指導・集団指導の報告等になります。こうした中、介護保険制度の改正内容やそれに伴う市条例の改正等については、年度当初や年度末の開催について審議案件として挙げておりますが、地域密着型サービス事業所の指定については、事業者が希望する開所日（サービス提供開始日）が異なるため、事業者の開所希望にあわせ柔軟に委員会を開催しているところです。

今年度においても、年 4 回の開催について予算措置を行っておりました。

### 3. 地域密着型通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行について

介護保険法の改正により、利用定員 18 人以下の通所介護事業所については、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型通所介護事業所となり、指定・指導権限が滋賀県から各市町へ移行されます。あわせて、平成 30 年 4 月 1 日から居宅介護事業所（ケアマネ事業所）の指定・指導権限が滋賀県から各市町へ移行される予定となっております。

このことから、今後、地域密着型サービスの指定案件が増え、現在の当委員会の開催回数では、各事業所の開所時期に合わせた柔軟な対応が困難となることが予想されます。

### 4. 今後の対応について（案）

このことから、今後、地域密着型サービスの類型が増え、また指定件数の増加が予測されますことから、下記①または②の場合に限り、当委員会の審議案件としたいと考えます。

- ① 市が公募を実施した事業所整備（補助事業）にかかる指定については、当委員会で審議いただく
- ② 新たなサービス類型の指定については、当委員会で審議いただく